

議　事　概　要

◎ この後の委員会運営について

1 一般審査の終了

- ・横倉委員（維新）の質疑の終了をもって、一般審査を終了することで、各会派了承。

2 知事への質問要求

- ・これまでの審査過程において、知事質問の要求はなかったため、知事質問はなし。

3 質疑の終結

- ・知事質問がないことから、横倉委員（維新）の質疑の終了をもって、議案に対する質疑を終結することで、各会派了承。

4 付託案件の採決等の日程

- ・意見開陳と付託案件の採決は、本日行うことで、各会派了承。

⇒ 事務局から資料1、資料2を配付

◎ 意見開陳について

維新：無

公明：無

◎ 付託案件の採決について

〔 資料1 「令和7年1月定例会（決算審査）府民文化常任委員会 付託案件一覧表」参照
　　資料2 「令和7年1月定例会（決算審査）府民文化常任委員会 採決順序及び採決方法」参照 〕

- ・議案に対する賛否を各会派に確認したところ、資料1のとおり。

- ・採決は資料2のとおり。

◎ 委員会の所管事務に係る調査について

- ・実施の有無を含め各会派と調整し、「宿泊税を活用した観光振興」について調査を実施することで、各会派了承。

- ・調査方法は、参考人からの意見聴取及び質疑を行うことで、各会派了承。

- ・維新から、大阪商工会議所地域振興部部長 藤田法子氏を参考人候補者とする推薦があり、これについて、公明了承。

- ・参考人招致の日時は、維新が参考人候補者と調整し、令和8年2月4日午後1時開会。

- ・意見聴取時間は30分、質疑時間は概ね45分。

- ・各会派の質問持ち時間については、各会派に基礎時間10分を一律配分し、所属委員1人あたり3分を乗じた時間を基礎時間に加算することとし、答弁時間を含めた各会派の質疑時間は、維新31分、公明16分とすることで、各会派了承。

- ・質疑の範囲は参考人の発言の範囲内、質疑順位は多数会派順とし、会派の質問持ち時間内であれば複数人による質疑ができることとする。

- ・理事者の取扱いについては、従前どおり申し出があれば関係者のみ傍聴を許可し、委員及び参考人から、理事者に対して発言を求めるることは不可。